

○遺族補償年金前払一時金の支給について

昭和56年12月25日地基企第46号
各支部長あて 理事長
第1次改正 昭和60年10月1日地基企第30号

地方公務員災害補償法（以下「法」という。）附則第6条の規定による遺族補償年金前払一時金の支給については、下記事項に留意の上、その実施に遺漏のないように願います。

記

- 1 転給（法第34条第1項の規定により遺族補償年金を受ける権利が次順位者に移ることをいう。以下も同じ。）により遺族補償年金の受給権者となった者は、当初の遺族補償年金の決定通知があった日の翌日から1年以内に限り、遺族補償年金前払一時金の請求を行うことができるものであること。
- 2 遺族補償年金の受給権者が2人以上ある場合には、その全員が遺族補償年金前払一時金を請求したときに限り、それらの全員に対して1個の一時金として支給されるものであり、一部の者に一時金、他の者に年金を支給することはできないものであること。
- 3 地方公務員災害補償法施行規則（以下「規則」という。）附則第4条の7の「当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額」には、当該遺族補償年金について第三者等が損害賠償を支払ったため免責された額がある場合には、これを含むものであること。
- 4 規則附則第4条の8第1項の規定による遺族補償年金の支給停止は、転給により遺族補償年金の受給権者となった者に対して支給される遺族補償年金についても適用されるものであること。（第1次改正・一部）